

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例（案）に関する意見と意見に対する考え方・修正点

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
1	1	—	条例の目的を達成するためには、水量及び流域面積の大きい加太川流域での取り組みを重視すべきではないのか。	本条例案に規定する鈴鹿川等源流域は、鉦区禁止地域に指定された亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域をいい、鈴鹿川の支川となる加太川流域を含む鈴鹿川及び中ノ川の源流域としています。これら源流域の自然環境等の保全及び活用に関する必要な施策を策定し、計画的に推進していきます。	なし
2	9	—	なぜ鈴鹿川最上流域と限定しているのか。鈴鹿峠が開通するまでは加太越奈良道は都と東国を結ぶ道であり歴史的価値も大きいはずである。	ご指摘のとおり、鈴鹿川等源流域をその対象とし、そのことを明確にするため、本条例案の名称と本条例案中の関係箇所について、記述を修正いたします。 とりわけ、鈴鹿川等源流域の中でも、鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であると言われ、鈴鹿峠や東海道等の本市の物理的な基軸であるとともに、歴史的風土が形成された地域であることから、鈴鹿川最上流域においては、特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講じようとするものです。	本条例案の名称を「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例」から、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」に修正。 また、本条例案中の関係箇所の記述を修正。 本条例案第2条第3号の鈴鹿川等源流域の自然環境等の定義を削除。 また、第9条で

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
					鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずる規定に修正。
3	7	—	<p>森林及び農地の保全及び活用について、次のように提案する。</p> <p>①大規模な農産物ではなく小規模で良いので希少価値のある特産物を探す。</p> <p>②人口減も深刻な問題だが若者定住を目指すのではなく、田舎で家庭菜園をしながらのんびりと暮らせる高齢者を呼び込む。福祉と農業の合体した健康寿命を延ばす施策を行う。高齢者施設を併設することで高齢化社会に貢献できる地域を目指す。</p>	<p>森林及び農地の保全及び活用を図るために必要な措置を講ずるにあたっては、ご意見の趣旨も踏まえ、施策の検討を進めてまいります。</p>	なし
4	8	—	<p>鈴鹿川等源流域の自然環境を守るための事業を実施しても、その地域で生活する人々に対する施策を実施しないと維持できないと思う。すなわち、自然環境を守る施策と人口減に対する施策をうまく融合させることが重要である。そのためには、自然を守るために開発行為に規制をかけるだけでなく、自然に配慮しながら地域をどのように変えていくのが重要である。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては十分認識するところであります。施策を策定するにあたっては、源流域に位置する地域の意見や考え方も参考にさせていただき、地域とともに本条例案の目的達成に向け、取り組みの推進が図られるよう努めてまいります。</p>	なし
5	1	—	<p>本条例（案）の第1条は市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとあり、解説に</p>	<p>逐条解説の第1条[解説]に記述した内容は、亀山市環境基本条例の基本理念であることから、本</p>	なし

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
			<p>「それぞれの責務を自覚」、「協働して」、「自らの課題」としながら、第1条本文は「市の責務」と「市民及び事業者の役割」と分けている。</p> <p>また、「推進されなければならない」と解説しながら、本文では「推進するものとする。」、「努めるものとする。」など、遠回しの表現では意義が曖昧になる。</p> <p>「環境基本条例の理念にのっとり」と本条例案にあるが、理念だけでなく責務ものっとり、しっかりとした条例でなければ制定する意味はない。</p> <p>環境基本条例の「理念」は「市、市民及び事業者の責務を明確にする」ことで実現しようと考えたのではないのか。</p>	<p>条例案に規定する条文とは相違しています。</p> <p>また、本条例案では市民及び事業者の義務に相当する規定を盛り込んでいないため、「役割」とすることが適当であると考えています。</p> <p>しかしながら、本条例案の目的を達成するためには、行政のみならず、市民、事業者も共通の課題として捉え、産学官民が相互に連携し、又は協力して施策を推進することとしており、決して亀山市環境基本条例の基本理念から逸れるものではないものと考えております。</p>	
6	—	—	<p>条例の名称に「・・・等」が2つも使われている。「自然環境等」については対象を明確にしたほうがわかりやすい。「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」や、「亀山市鈴鹿川等源流域の水源自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」など。</p>	<p>ご指摘のとおり、守り継ぐ対象を明確にするため、本条例案の名称と本条例案中の関係箇所について記述を修正いたします。</p>	<p>本条例案の名称を「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例」から、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」に修正。</p> <p>また、本条例案中の関係箇所の記述を修正。</p>

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
7	—	—	この条例は「自然環境等の保全及び活用」に関し定めるものだが、保全と保護を取り違え、対象地域での開発行為を一切できないよう主張される恐れがあるため、その辺りを明確にし、地域づくりの弊害とならないよう注意されたい。	本条例案において、何らかの行為を制限するものではないことから、地域づくりに支障が生じることはないものと考えております。必要な措置を講じるにあたっては、地域の意見や考え方も参考にさせていただき、地域とともに取り組みを進めてまいりたいと考えております。	なし
8	8	—	「大規模に森林を伐採し、及び改変に対し、必要な措置を講ずる」とあるが、大規模とはどの程度か。	本条例案第8条に関する必要な事項は、規則で定めてまいります。	なし
9	4	—	まちづくり基本条例の「市民の責務」が本条例案で「市民の役割」と表現が変わった理由は何か。	本条例案では市民の義務に相当する規定を盛り込んでいないため、「役割」とすることが適当であると考えております。	なし
10	4, 5	—	環境基本条例の「市民の責務」「事業者の責務」が本条例案で「市民の役割」「事業者の役割」と変わった理由は何か。	本条例案では市民及び事業者の義務に相当する規定を盛り込んでいないため、「役割」とすることが適当であると考えております。	なし
11	1	—	「自然環境等を守り、継承することを目的とする。」との記述について、「保全」のみが強調されているように読み取れるので「自然環境等の保全及び活用を図り、継承していくことを目的とする。」等、「活用」の文言も入れてはどうか。	本条例案の目的につきましては、「鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り、継承すること」といたしており、「自然環境等の保全及び活用」に関しては目的を達成するための手段、いわゆる施策と認識するところであります。	なし
12	9	—	「鈴鹿川最上流域」との限定は、東海道沿線の歴史的な資源に限定されると思われるが、加太を通る大和街道は、「鹿伏兎城」「徳川家康の伊賀・加太越」「加太宿」等の歴史があり、野登地区も豊臣秀吉の「安楽越え」等の歴史があることから、「鈴鹿川最上流域」に限定せず、「鈴鹿川等源流域」と地域を広げてはどうか。	ご指摘のとおり、鈴鹿川等源流域をその対象とし、そのことを明確にするため、本条例案の名称と本条例案中の関係箇所について、記述を修正いたします。 とりわけ、鈴鹿川等源流域の中でも、鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であると言われ、鈴鹿峠や	本条例案の名称を「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例」から、「亀山市鈴鹿川等源流域の自

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
				<p>東海道等の本市の物理的な基軸であるとともに、歴史的風土が形成された地域であることから、鈴鹿川最上流域においては、特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講じようとするものです。</p>	<p>然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」に修正。</p> <p>また、本条例案中の関係個所の記述を修正。</p> <p>本条例案第2条第3号の鈴鹿川等源流域の自然環境等の定義を削除。</p> <p>また、第9条で鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずる規定に修正。</p>